

市町村デジタル化支援人材派遣事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

市町村デジタル化支援人材派遣事業委託業務

(2) 事業の目的

県内市町村においては、自治体 DX 推進計画の重点取組事項である情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、業務改革（BPR）等の DX 推進に関する取組が求められており、デジタル技術等の活用が喫緊の課題となっている。

しかしながら高知県下の市町村においては、地理的・人的・財政的条件等により DX 推進を担うデジタル人材の確保が難しいという実情がある。

このような背景を踏まえ、自治体の実務に即した業務改善やデジタル技術のノウハウを保有するデジタル人材を確保し、市町村へ派遣することで、各自治体の人的・財政的負担を抑えながら DX を広域的に推進することを目的として事業を実施する。

(3) 事業内容

別添「市町村デジタル化支援人材派遣事業委託業務提案依頼書」のとおりとします。

(4) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 16 日まで

2 見積限度額

31, 072 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「市町村デジタル化支援人材派遣事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と高知県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10 日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて高知県と交渉を行うことになります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

(1) 単独企業による参加

- ア 高知県の物品購入等に係る令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿に登録されている、又は契約締結時までに登録が予定されている者であること
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- ウ 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- エ 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- オ 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- カ 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

(2) 本事業の遂行のために複数企業で結成される組織（以下「共同企業体」という。）による参加

- ア 共同企業体を構成する者のうち、いずれかが「(1) 単独企業による参加」要件のアを満たしていること
- イ 共同企業体を構成するすべての者が、「(1) 単独企業による参加」要件のイからカまでのすべてを満たしていること

6 説明会

日時：令和7年3月19日（水）午後2時から

方法：オンライン開催

参加申込書（様式1）を令和7年3月14日（金）午後5時までに高知県電子申請サービスにより提出してください。

申請 URL：

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13589

※ 説明会への参加はプロポーザル参加の必須条件ではありません。

参加方法については、令和7年3月18日（火）までに参加申込者に別途連絡いたします。

また、参加者の責による通信トラブル等により説明会の全部又は一部が視聴できなかった場合でも、再度の説明会の開催等はいりません。

7 質疑と回答

質疑は令和7年4月4日（金）午後5時までに様式2により高知県電子申請システムにより受け付けます。質疑と回答の内容は、令和7年4月9日（水）までに高知県総合企画部デジタル政策課のホームページに掲載します。

また、提出後は必ず別途電話により到達を確認してください。口頭による質疑は受け付けません。なお、質疑は指定日時までに受理したもののみとし、それ以降に届けられたものには回答できません。

申請 URL :

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13589

高知県総合企画部デジタル政策課のホームページ :

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080501/>

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、募集要領で定められた資格要件をすべて満たすことを誓約したうえで参加申込書(様式3)により申し込みを受け付けます。

(1) 参加申込書

ア 提出方法

高知県電子申請システムにより受付。

申請 URL :

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13589

イ 提出期限

令和7年4月4日(金)午後5時(必着)

ウ 提出先

〒780-0870 高知県高知市本町4丁目1番16号(高知電気ビル別館7階)

高知県 総合企画部 デジタル政策課

T E L 088-823-9650

(2) 資格要件の確認

高知県総合企画部デジタル政策課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認を令和7年4月9日(水)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- i 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ii 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和7年5月2日（金）までに、全ての参加者に文書で通知します。
なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例：

[<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和7年3月19日（水） 説明会
令和7年4月4日（金） 質疑書、参加申込及び資格確認書類提出締切り
令和7年4月16日（水） 企画提案書の提出締切り
令和7年4月25日（金） 審査委員会（プレゼンテーション）
令和7年5月2日（金） 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式4により提出してください。

開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例：

[<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県 総合企画部 デジタル政策課

担当者 村山

T E L 088-823-9650

E-mail 080501@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合

- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (4) 令和7年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件調達手続きについて停止等を行うことがあります。